別記様式第１号（第３条関係）

生産製造連携事業計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

申請者（農林漁業者等又は農業協同組合等）
住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）　　印

申請者（バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等）
住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）　　印

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　「申請者」には、生産製造連携事業を行うすべての農林漁業者等及びバイオ燃料製造業者を記載すること。ただし、農業協同組合等又は事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等又は事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（別紙１）

１　事業名

２　生産製造連携事業に参加する者の概要

（１）農林漁業者等又は農業協同組合等の概要

	①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

（２）バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等の概要

	①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

（３）生産製造連携事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

	①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

３　生産製造連携事業を実施する必要性

４　生産製造連携事業の目標

５　生産製造連携事業の内容

（１）農林漁業有機物資源及び特定バイオ燃料の内容等

①農林漁業有機物資源の種類（及び農林漁業有機物資源が廃棄物である場合には、その性状）	
②農林漁業有機物資源の利用の現状	
③食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を原材料とする生産製造連携事業を行うことによる食料又は飼料の供給への影響	
④特定バイオ燃料の種類	
⑤特定バイオ燃料の具体的な用途	
⑥生産製造連携事業の実施体制	

（２）安定的な取引関係の確立のための措置

農林漁業	

有機物資源の種類	取引時期、価格の決定方法その他の取引の方法

（３）バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア　年度別の農林漁業有機物資源の生産計画　（単位　ｔ）

農林漁業有機物資源の種類	直近期末（　年度）	１年後（　年度）	２年後（　年度）	３年後（　年度）	４年後（　年度）	５年後（　年度）

イ　アの計画を実施するための措置の内容

番号	実施者	実　施　内　容	実施期間

ウ　イの措置として整備する施設等

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等（m^2、台等）	事業費（千円）

（４）特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア　年度別の特定バイオ燃料の製造計画　（単位　ｔ、Kl 等）

特定バイオ燃料の種類	直近期末（　年度）	１年後（　年度）	２年後（　年度）	３年後（　年度）	４年後（　年度）	５年後（　年度）

イ　特定バイオ燃料を製造する施設等の概要

所有者	特定バイオ燃料の種類及び施設等の名称	施設等の所在地	取得日又は取得予定日	処理能力（ｔ，m^3等／日）	製造能力（ｔ,Kl等／年）

ウ　アの計画を実施するための措置の内容

番号	実施者	実　施　内　容	実施期間

エ　ウの措置として整備する施設、機械等の概要

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）

6　生産製造連携事業の実施期間

　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

7　農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項

（別紙２）

8　生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（別紙３）

9　その他重要事項

（備考）

その他、生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

（別紙２）

7　農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項

（１）廃棄物である農林漁業有機物資源の処理の内容

ア　廃棄物である農林漁業有機物資源の保管の状況

保管者の別	保管施設の容量	保管施設の場所
	㎡ t	

イ　廃棄物である農林漁業有機物資源の処理業務を行う具体的な体制

（２）廃棄物である農林漁業有機物資源を処理する施設の内容

ア　廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の概要

①施設の処理方式及び設備の概要	
②環境保全上の措置の概要（公害防止用設備の設置等）	

イ　廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の維持管理に関する措置

①受け入れる廃棄物である農林漁業有機物資源の種類及び量が、当該施設の処理能力に適合するよう必要となる性状分析又は計量に関する措置		
②施設からの飛散流出・悪臭発散の防止のために必要となる措置		
③施設からの著しい騒音・振動の発生による周囲の生活環境を損なわないよう必要となる措置		
④施設から生じる排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
⑤施設から排水を放流する場合の放流水に係る定期的な水質検査に関する措置		
⑥施設の定期的点検及び機能検査に関する措置		
⑦維持管理に要する資金（総額）（千円）		
	使途（内訳） （千円）	飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他

ウ　その他廃棄物である農林漁業有機物資源の適正な処理を行うために必要な施設に関する重要事項

（備考）

1　（1）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 7 条又は第 14 条に基づく一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合、当該許可を得ていることを証する書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。

2　（2）については、次の書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。

①　廃掃法第 8 条又は第 15 条に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可（以下「施設許可」という。）が不要である場においては、その事実を証する書類

②　施設許可が必要であって、その許可を得ている場合においては、当該許可を得ていることを証する書類

（別紙３）

８　生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使途項目	調達先（千円）							
			補助金・委託費等	政府系金融機関	民間金融機関	株式、社債、新株予約権等	自己資金	その他	合　計	備　考
合　　計										

（注）農林漁業者等とバイオ燃料製造業者を分けて記載すること。また、調達先については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。